

障がい者の就労支援活動に関する協定の締結について

特別支援教育課

障がい者の就労支援活動に関する協定の締結について

1 概要（経緯）

平成28年6月、特別支援学校の生徒等の就労支援のため、全国初となる三者協定を県と県教育委員会、ビルメン関係団体で締結し、その取組を推進してきた。

今般、徳島県社会福祉事業団がビルメン協会の協力を得て、特別支援学校等を卒業後、障がい者支援施設等を利用する者に対して、ビルクリーニングに関する作業学習や就業体験の機会を提供するはこびとなった。

こうした取組を県の教育・福祉・労働部局が一体となって支援することにより、障がい者の就労において、より効果的・発展的なものとなることから、これまでの三者協定に「徳島県社会福祉事業団」を加えた四者間で協定を締結し直すこととした。

2 協定日時及び場所

平成30年8月21日（火）午後1時30分から午後2時まで
徳島県庁 3階 第2応接室

3 協定内容

①徳島県（甲）

- ・障がい者が地域で安心して働くことのできる環境づくり

②徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合（乙）

- ・特別支援学校が実施する校内作業学習等における技術指導及び技能向上への支援
- ・特別支援学校生徒の作業学習及び就業体験の受入れ協力
- ・徳島県社会福祉事業団が行う作業学習や就業体験、技能評価システムへの支援

③徳島県教育委員会（丙）

- ・徳島県社会福祉事業団が実施する作業学習や就業体験、技能評価システムへの知見等の情報提供
- ・徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合が行う障がい者理解に関する研修への講師派遣
- ・徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合が指定する施設における生徒の作業学習及び就業体験への教員派遣
- ・障がい者の就労に関する理解啓発及び支援活動

④徳島県社会福祉事業団（丁）

- ・特別支援学校生徒の就業体験その他の教育活動のための施設提供
- ・ビルメン協会の指導による作業学習及び就業体験の機会提供
- ・ビルメン協会との連携による技能評価システムの実施
- ・障がい者の就労に関する理解啓発及び支援活動

4 期待される効果

- ・就業体験の機会の拡充
- ・特別支援学校高等部卒業後に障がい者支援施設を利用している者に対する事業所への就労に向けた再チャレンジの機会提供